

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に係る処分基準の改定概要

1 改定の主な理由

令和5年7月13日に施行された刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）により、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の一部が、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第235号）により、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）の一部がそれぞれ改正されたことから、処分基準の改定を行うもの

2 改定内容

処分基準の別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示の基準」及び「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準」について、次（1）から（4）までに掲げる項目について改定を行うもの

- （1）刑法（明治40年法律第45号）の条ずれ等を反映
- （2）刑法第182条（16歳未満の者に対する面会要求等）に規定する罪を新たに追加
- （3）性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）を新たに追加
- （4）その他用語の整理

3 対象となる処分基準

- （1）インターネット異性紹介事業者に対する指示（第13条）
- （2）インターネット異性紹介事業の停止命令（第14条第1項）
- （3）インターネット異性紹介事業者に対する指示（第15条第2項第1号）
- （4）インターネット異性紹介事業の停止命令（第15条第2項第2号）

4 施行日

令和5年7月13日